

令和6年度経営計画 [概要版]

業務運営方針

当協会経営理念の下、令和6年度から令和8年度までの中期ビジョンを「寄り添う！支える！そしてともに走る！」と定めた。基本方針は「すべては中小企業支援のために...」とし、3つのテーマ「1. 企業の持続的発展のため、金融・経営両面の一体型支援に取り組みます。2. 創造的破壊により経営資源を中小企業支援に集中します。3. 職員が活き活きと働く職場環境づくりを推進します。」を掲げ、県内中小企業・小規模事業者の支援に取り組んでいく。これらを着実に実行していくためには、これまでの慣習に捉われることなく、ゼロベースで業務、事業の見直しを行い、これにより生み出された人的、財政的な資源を私たちが果たすべき役割に振り向けていくことが重要である。また、創造的破壊に果敢に挑戦することにより、諸施策を推進する職員のスキルアップや活き活きと働く職場環境を醸成し、顧客サービスの向上に繋げていかなければならぬとの認識の下、以下のとおり重点課題の解決に向けた方策を積極的に講じていく。

数値目標

(単位:百万円、%)

	金額	対前年度実績見込比
保証承諾	85,000	105.7
保証債務残高	292,000	95.0
保証債務平均残高	297,000	92.1
代位弁済(元利)	5,000	122.9
実際回収(元損)	540	109.1
求償権残高	1,416	127.0

	保証・期中部門	経営支援部門	回収部門	その他間接部門
現状認識	<p>ア 県内中小企業は依然として厳しい経営環境に置かれ、地域課題に加え、デジタル化や脱炭素社会等への対応も迫られている。このような環境下で将来に希望を持ち事業を継続できるよう資金繰り支援と経営支援を一体的に支援していくことが重要である。</p> <p>イ こうした支援を行うためには関係機関との連携を緊密に行うほか、業務の効率化及び利便性の高い保証制度の創設に取り組む必要がある。</p> <p>ウ また、企業が事業継続を断念し、廃業、代位弁済に至ることがないよう、早い段階から現況把握に努め、適切な支援を実施する必要がある。</p>	<p>ア 多様化する経営課題に対し、早期に必要な支援が行えるよう、職員が自分事として企業に寄り添って課題解決に取り組む意識を持ち、当協会が主体となって、これまで以上に関係機関と連携を深めていくことが必要がある。</p> <p>イ また、創業から事業再生、再チャレンジ局面まで、企業の実情及びライフステージに応じた金融と経営両面での切れ目のない支援を実施していく必要がある。</p> <p>ウ こうした支援を通じて、企業から信頼を得る喜びや充実を実感し、さらに質の高い支援に繋げる好循環を目指していく。</p>	<p>ア 第三者保証人及び経営者保証の原則非徴求、有担保求償権の減少、破産等法的整理の増加等で回収環境は一層厳しさを増すことが予想される中、回収部門における基本ポリシーに沿った適正な回収と債権管理に努め、事業を継続しながら誠実に返済を履行する債務者に対しては事業再生、連帯保証人に対しては一部弁済による保証債務免除等の提案を積極的に行い、回収の最大化を図っていく必要がある。</p> <p>イ また、効率的な管理回収業務を推進するため、慣習に捉われず、回収業務プロセスや諸規程の見直しを行う必要がある。</p>	<p>ア 既存業務等の見直しにより、人的、財政的資源を中小企業支援に集中させるほか、職員のスキルアップや活き活きと働く職場環境の醸成、顧客利便性の向上と業務効率化のためのデジタル化の推進に取り組んでいく必要がある。</p> <p>イ 職員の倫理意識の涵養とコンプライアンス態勢の維持・強化及び反社会的勢力排除の取組みを不断に進めることが重要である。</p> <p>ウ 事業継続計画（BCP）に基づく訓練を実施し、緊急事態に備える必要がある。</p> <p>エ 個人情報は、定期的に自主点検するとともに監査を実施し、適正な管理を行う必要がある。</p>
具体的な課題	<p>ア 必要十分な信用供与</p> <p>イ 業務効率化による経営資源の集中</p> <p>ウ ニーズに応える保証制度の創設</p> <p>エ 金融機関との連携による期中管理の早期対応</p> <p>(ア) 早期着手による正常化支援</p>	<p>ア 経営支援、再生支援の強化</p> <p>(ア) コロナ禍で過大な債務を負った企業への支援</p> <p>(イ) 創業から成長、再生、事業承継に至る企業のライフステージに応じた伴走支援</p> <p>(ウ) 東日本大震災で被災した企業等への継続的支援</p> <p>(エ) 効果的な経営支援手法の深化</p> <p>(オ) 関係機関との連携協調体制の強化</p>	<p>ア 迅速な対応による適正な回収と求償権管理</p> <p>イ 企業、個人の再生支援への取組み</p> <p>ウ 効率的な求償権管理体制への変革</p>	<p>ア 組織の活性化</p> <p>イ デジタル化推進と体制整備</p> <p>ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底</p>
課題解決のための方策	<p>ア 必要十分な信用供与</p> <p>(ア) コロナ借換保証の活用、短期継続型保証及び返済緩和の条件変更提案による資金繰り改善</p> <p>(イ) 事業性、将来性を理解した積極的な金融支援</p> <p>(ウ) 伴走支援型特別保証及び連携支援協調パッケージによる支援体制の構築</p> <p>(エ) 経営者保証改革プログラムを踏まえた支援</p> <p>イ 業務効率化による経営資源の集中</p> <p>保証プロセス等における非効率化業務の見直し</p> <p>ウ ニーズに応える保証制度の創設</p> <p>利便性が高く、社会的課題解決に繋がる制度創設</p> <p>エ 金融機関との連携による期中管理の早期対応</p> <p>(ア) 延滞初期段階での情報共有、実態把握及び支援策の検討等企業に寄り添った連携支援</p>	<p>ア 経営支援、再生支援の強化</p> <p>(ア) 企業が資金繰りの不安なく経営改善に取り組める環境の構築及び解決に向けた目標共有</p> <p>(イ) 創業後のフォローアップの充実及び再生支援、事業承継支援における関係機関等との連携</p> <p>(ウ) 定期的なフォローアップ訪問及び債権買取支援を受けエグジットを希望する企業への支援</p> <p>(エ) 効果測定及び検証に基づく経営支援スキーム等の改善並びに情報の横展開等組織的な支援体制の強化</p> <p>(オ) 関係機関との連携会議を通じて、それぞれの強みを生かした効率的な経営支援体制の構築</p>	<p>ア 迅速な対応による適正な回収と求償権管理</p> <p>(ア) 初動対応の徹底及び求償権事前行使の検討</p> <p>(イ) 無担保債権に係る法的措置の検討</p> <p>(ウ) 有担保債権に係る適切な不動産処分</p> <p>イ 企業、個人の再生支援への取組み</p> <p>(ア) ガイドラインに基づく事業再生の推進</p> <p>(イ) 求償権消滅保証の推進</p> <p>(ウ) 連帯保証債務免除ガイドラインの積極的活用</p> <p>(エ) 経営者保証ガイドラインへの柔軟対応</p> <p>ウ 効率的な求償権管理体制への変革</p> <p>(ア) 効率性及びコストを踏まえた諸規程の見直し</p> <p>(イ) デジタル技術を活用した業務の効率化</p> <p>(ウ) 新たなノウハウ獲得及び体制強化に必要な勉強会開催及び情報収集</p>	<p>ア 組織の活性化</p> <p>(ア) 既存事業、業務プロセス及び会議体の見直し</p> <p>(イ) 風通しの良い職場づくりに向けた検討</p> <p>(ウ) 企業の支援ニーズに応える人材育成</p> <p>イ デジタル化推進と体制整備</p> <p>(ア) 研修等によるデジタル・リテラシーの底上げ</p> <p>(イ) 信用保証書、保証申込手続きの電子化</p> <p>(ウ) 外部ベンダとの協働によるシステム体制整備</p> <p>ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底</p> <p>(ア) コンプラ委員会及び担当者会議の開催</p> <p>(イ) 反社会的勢力に対する情報収集、周知及び研修の実施</p> <p>(ウ) コンプラチェックシートの実施及び倫理意識の涵養</p> <p>(エ) コンプラニュースの発行等による啓発活動</p> <p>(オ) 個人情報保護に係る定期点検及び情報漏洩防止</p> <p>(カ) コンプラマニュアル等の点検及び見直し</p> <p>(キ) 事業継続計画（BCP）に基づく訓練及び研修会の実施</p>